第7回 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び 発生の防止に関する審議会

日 時:令和2年8月12日(水)

午前9時から11時まで

場 所:横浜市役所 18 階共用会議室

みなと6・7

次 第

1 開会

2 議題

(1) 令和元年度の取組状況について

【資料2】

(2) 個別事案検討プロジェクトの状況について

【資料3】

3 閉会

【資料】

資料1 委員名簿

資料2 令和元年度 いわゆる「ごみ屋敷」対策事業の取組状況について

資料3 個別事案検討プロジェクトの状況について

横浜市建築物等における不良な生活環境の 解消及び発生の防止に関する審議会 委員名簿

氏 名	所属等		
池田誠司	横浜市社会福祉協議会 地域活動部長		
出石稔	関東学院大学副学長・法学部教授		
。 岸 恵美子	東邦大学看護学部教授		
黑川 哲志	早稲田大学社会科学総合学術院教授		
佐藤 麻子	弁護士(神奈川県弁護士会)		
まつぎわ ひでお 松澤 秀夫	横浜市町内会連合会		
^{みねまつ} まさこ 峰松 雅子	横浜市民生委員児童委員協議会		

(五十音順)(敬称略)

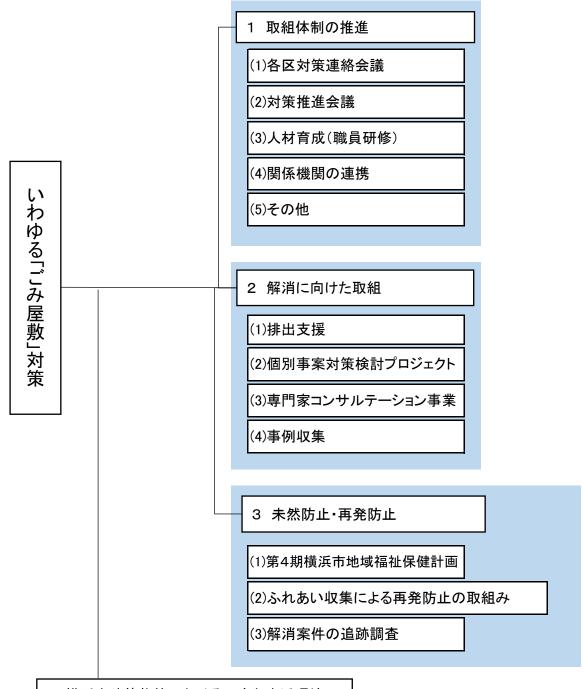
横浜市建築物等における不良な生活環境の 解消及び発生の防止に関する審議会 事務局名簿

区局名	補職	氏 名
	局長	田中 博章
はまたがら	地域福祉保健部長	きりゅう 霧生 哲央
健康福祉局 	福祉保健課 人材育成担当課長	飛田 千絵
	福祉保健課 福祉保健センター担当課長	えはら、けん 江原 顕
	局長	*************************************
資源循環局	家庭系対策部長	かねたか りゅういち 金高 隆一
	業務課長	立花 千恵

令和元年度

いわゆる「ごみ屋敷」対策事業の取組状況について

いわゆる「ごみ屋敷」対策の事業体系図



横浜市建築物等における不良な生活環境 の解消及び発生の防止に関する審議会

条例第13条に基づき、主に命令・代執行に関する事項及び本市のいわゆる「ごみ屋敷」対策への調査審議、答申を目的として、審議会を設置しています。

【令和元年度の開催状況】

·令和元年7年30日 第6回審議会

令和元年度いわゆる「ごみ屋敷」対策の取組について

1 取組体制の推進

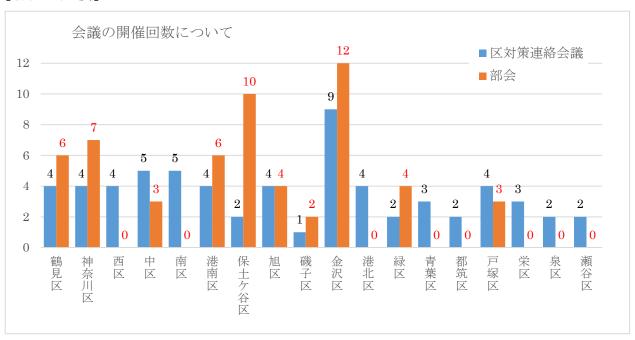
(1) 区対策連絡会議の実施

区役所/健康福祉局

対策連絡会議は各区の要綱に基づき設置され、区長を座長とし、部課長級の職員で構成されています。区内の情報共有、「ごみ屋敷」の判定、対応方針や支援体制の決定、個別事案の進捗管理等を行っています。対策連絡会議の下部組織として部会を設置している場合や案件発生時に臨時開催するなど、各区の実情に応じて柔軟に実施しました。

各区の対策連絡会議で判定された件数や解消件数は、健康福祉局福祉保健課が年2回(9月30日、3月31日時点)集計し、審議会及び市会で報告しました。

【各区の実績】



(2) 局対策推進会議の実施

区役所/健康福祉局/資源循環局

区役所、健康福祉局、資源循環局の区局長、部長級職員で構成し、市全体の「ごみ屋敷」対策の進捗管理を行います。

令和元年度は、会議の開催はありませんでしたが、支援困難事例2件について、区役所、健康福祉局、資源循環局と措置の流れに関する意見交換を行いました。

令和2年度は、措置の流れについて対策推進会議で検討します。

【各区の件数一覧】

令和2年3月31日時点

	11 291				0 / 1 0 2 1 1 1 1 1 1 1 1
	H31.4.1 時点	新規把握	計	近隣への影響が解消	R2. 3. 31 時点
鶴見	3	2	5	0	5
神奈川	8	2	1 0	6	4
西	5	0	5	2	3
中	8	1	9	2	7
南	5	2	7	2	5
港南	0	1	1	1	0
保土ケ谷	3	0	3	1	2
旭	6	0	6	1	5
磯子	2	0	2	0	2
金沢	7	1 0	1 7	9	8
港北	3	2	5	2	3
緑	4	0	4	3	1
青葉	0	1	1	1	0
都筑	1	0	1	0	1
戸塚	3	4	7	4	3
栄	3	1	4	1	3
泉	2	0	2	2	0
瀬谷	0	0	0	0	0
市合計	6 3	2 6	8 9	3 7	5 2

(3) 人材育成 (職員研修の実施)

区役所/健康福祉局/資源循環局

「ごみ屋敷」対策の背景と基本的な考え方、条例の概要、各種規定類に関する説明、排出支援の取組みなどについて、研修を実施しました。

支援が困難な事例に対し、福祉的観点から寄り添った支援による解消を目指すため、福祉保健センターの専門職向けに研修を実施しました。

【実施状況】

	内容等	開催日	対象及び参加者数	
区	各区主催の研修	通年	対象:区職員 12 区 延べ25 回実施 鶴見、神奈川、西、中、磯子、金沢、港 北、緑、都筑、戸塚、泉、瀬谷	
	e ラーニング	令和元年 7月~9月	対象: 新採用職員 受講者 856 名	
局	排出支援研修	令和元年 5月22日	対象:区役所、資源循環局事務所職員 合計 79 名	
	福祉保健センター 専門職向け研修	令和元年 9月25日	対象:区福祉保健センター専門職 合計 41名	

(4) 関係機関との連携

区役所/健康福祉局

関係機関との連携強化を目的に、規則に定める関係機関(社会福祉協議会、 基幹相談支援センター、地域ケアプラザ、精神障害者生活支援センター)の職員 を対象とした研修や福祉関係者等を対象に事業説明を実施しました。

<実施状況>

	内容等	開催日	参加者	
	区主催の専門家 区 コンサルテーション	令和元年 12 月 6 日	神奈川区職員(他区を含む) 関係機関職員 62名	
区		令和元年 12 月 10 日	南区職員(他区を含む) 関係機関職員 62名	
		令和2年1月17日	中区職員(他区を含む)31名	
		令和2年1月29日	金沢区職員(他区を含む) 関係機関職員 19名	

(5) その他

区役所/健康福祉局/資源循環局

横浜市中期4か年計画 2018~2021 の「政策 14 参加と協働による地域福祉保健の推進」の主な施策に「地域住民及び関係機関と連携したいわゆる「ごみ屋敷」対策」が盛り込まれました。2021 年までの間に 200 件の解消を目標に取り組みます。

政策 14 参加と協働による地域福祉保健の推進 主な施策3 地域住民及び関係機関と連携したいわゆる「ごみ屋敷」対策

いわゆる「ごみ屋敷」の背景には、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、地域住民及び関係機関と連携しながら、当事者に寄り添い福祉的な支援により解消や発生の防止を図ります。

想定 事業量	排出支援回数 120回(4か年)	計画上の 見積額	1億円
指標	近隣に影響があるいわゆる「ごみ屋	目標値	200 件
	敷」の解消件数	(2021 年末)	(4か年)

(横浜市中期4か年計画2018~2021から抜粋)

区役所/資源循環局

2 解消に向けた取組

(1)解消理由について

条例に基づき、いわゆる「ごみ屋敷」と判定された 89 件のうち、近隣への影響が解消した事例は 37 件でした。

近隣への影響が	解消理由		
解消した件数	6条3項による排出支援	本人・親族による撤去等	
37	15	22	

(2) 排出支援の実施

条例に基づき、近隣の生活環境が損なわれている状態又は近隣における生活環境が損なわれるおそれがある状態にあり、本人が片付けに同意したものの自ら行うことができない事例について、区役所と資源循環局が協力して排出支援を行いました。

ア 排出支援により解消した件数 15 件

イ 一般廃棄物処理手数料の減免実績

排出支援により解消した 15 件中、13 件を減免しました。

減免理由	件数	搬入量(kg)	金額
生活保護	10	29, 760kg	386, 880 円
障害者手帳 (愛の手帳)	1	2, 580kg	33, 540 円
障害者手帳	1	3, 230kg	41,990 円
センター長判断	1	2,020kg	26, 260 円
合 計 (平均)	13	37, 590kg (約 2, 890kg)	488, 670 円 (37, 590 円)

(3) 個別事案対策検討プロジェクト

区役所/健康福祉局/資源循環局

区局の関係部署の課長、係長級、担当職員で構成しています。近隣への影響が大きく、区役所の働きかけだけでは解決が困難な事案について、メンバー全員が堆積者の成育歴や近隣への影響度合い等を共有し、それぞれの専門分野に基づく知見でのアプローチ方法や、行使できる権限を議論しあい、各部署が連携して対策にあたりました。

【実施状況】3事例 16回実施

(4) 専門家コンサルテーション

健康福祉局

ア 福祉、保健分野の学識者や専門家からのコンサルテーションを実施し、支援の中心となる社会福祉職や保健師を含めた研修や事例検討会を実施しました。 【実施状況】 派遣回数 9 回

イ 弁護士相談

支援の実施にあたって法律上の判断に迷う場合など、弁護士相談をし、法的なアドバイスをいただきました。

【実施状況】 相談件数1件

3 未然防止・再発防止の実施

(1) 第 4 期横浜市地域福祉保健計画への反映

健康福祉局

第4期横浜市地域福祉保健計画(2019年度から2023年度)が平成31年2月に 市会での議決を経て策定されました。

この計画の「推進の柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり」の重点項目として、「見守り・早期発見の仕組みづくり」「連携・協働による地域の生活課題を調整・解決する仕組みの充実」「支援が届く仕組みをつくり、機能させるための環境づくり」の取り組みの評価項目に、いわゆる「ごみ屋敷」対策の取り組みを位置付けています。

令和元年度は、「横浜市保健・医療・福祉研究発表会」で、いわゆる「ごみ屋敷」 対策に関する報告を行いました。

(2) ふれあい収集による再発防止の取組み

資源循環局

再発防止に向けた取組として、排出支援実施者に対するふれあい収集の活用に ついて検討、実施に向けた調整を行い、令和2年度より運用を開始しました。

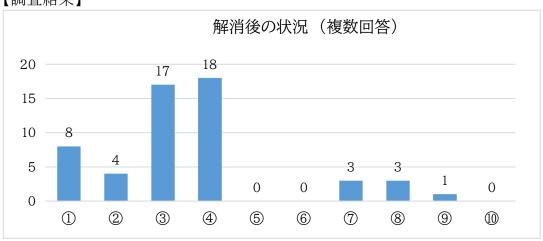
(3)解消案件の追跡調査

健康福祉局

令和元年度に近隣への影響が解消した 37 例の解消後の状況について調査を実施し、再発が確認されたものが 1 件ありました。

調査の結果、区役所等の関りや福祉サービスを拒否する事例がある一方で、多くの事例において必要な医療・福祉サービスの利用、困りごとの相談先を確保できていました。

【調査結果】



質問項目の内容

- ①死亡、入院、転居(施設入所含む)により、親族・大家等が堆積物を撤去した。
- ②必要な医療が受けられている。
- ③必要な福祉サービスを利用できている。
- ④困りごとを相談できる先が確保できている。
- ⑤解消前と比べると、親族や近隣等との関係が良くなっている。
- ⑥解消前と比べると、外出できる場所や、外出する機会ができている。
- ⑦区役所、関係機関、親族、近隣等の関わりを拒否している。
- ⑧福祉サービスの利用を拒否している。
- ⑨既存の福祉サービス利用対象に該当しない。
- 10不明